

～楽寿園でイベント、出店等を行う場合について～

イベント開催、出店においては、来園者の安全を最優先に考え実施・運営をすること。

1 イベント開催の前に

- ・イベント開催にあたっては、申請前にその開催趣旨や内容を必ず事前に当園へ相談すること。
 - ・イベント実施が決定したら、近隣住民（一番町ハイツ含む）および周辺施設にイベント内容の周知を行うこと。
- ※特に音響を使用する際は近隣住民および周辺施設へのご迷惑とならないよう事前に対策を講じること。
- ・イベント参加者および主催関係者の車は、付近の道路や施設内への駐車不可のため周知を徹底すること。
（楽寿園専用駐車場は来園者向けのもので近隣のコインパーキング等の使用すること）
 - ・必要に応じて消防本部、保健所、音楽等の著作権管理団体等へ諸手続きの確認を行うこと。

2 禁止事項について

- ・指定喫煙所（駅前口事務所横）以外で喫煙する行為
- ・園内自然環境へ悪影響を及ぼす恐れのある行為（固形物や洗剤等使用の水を排水口に流す行為など）
- ・園内飼育動物へ悪影響を及ぼす恐れのある行為（園内へのペット連れ込み行為など）
- ・他の利用者の安全に悪影響を及ぼす恐れのある行為（園内での自転車走行など）
- ・申請した場所以外でコンロ等の火気を使用する行為
- ・近隣住民、利用者の快適性を損なう音や振動の発生を伴う行為
※リハーサルや設備チェックとしての音出しは開園時間中に行うこと（夏時間9時～17時、冬時間9時～16時半）
- ・公園内の設備（樹木を含む）を、故意に、汚損または破損する行為

3 資器材搬入・搬出車両について

- ・園内への車両の乗り入れは、原則開園時間以外とする。
※時速5キロ以下でハザードランプをつけ入園者や園内の木々、施設に細心の注意を払って行うこと。
- ・搬入、搬出にあたり楽寿園西門または北門を使用する際は必ずその都度門の開閉を行い必要であれば係員を配備すること。なお開園時間帯は各門(西門及び北門)を原則施錠するため出店者及び出演者等の出入りは駅前口、正門より行うこと。開園時間中に西門からの搬入が必要な場合は事前に園に相談し、園側の指示を仰ぐこと。
- ・テントやキッチンカーの配置は、人の動線をふさがないように考慮した配置をすること。

4 利用可能な設備について

- ・屋外コンセント（100V・20A）を設置していますので使用できますが、近くでの水使用や降雨時には防水に注意すること。電気をとる場合は、地面のケーブルにより来園者が転ばないように配慮すること。
（頭上を通す、埋める、カバーをかぶせるなど）
- ・備品は、机・イスは無料で貸出可能（選挙時を除く）。使用の際は事前に知らせること。
- ・機材等を仮設する場合は園内の樹木を支柱等に利用しないこと。

5 飲食物を販売する場合

- ・営業許可証等、食品を販売するにあたり必要な許可書を営業中は見えるところに掲示をすること。
- ・衛生面に最大限配慮し行うこと。万が一事故、苦情等が発生した場合はその責任はすべて主催者側がもつこと。
- ・飲食店舗については店舗前に必ずゴミ箱を設置すること。

6 申請者の方へ

- ・使用後の片付け及び清掃は、申請者が責任を持って行うこと。
- ・三島市は、イベントによって発生した直接、または間接の損失、損害について、一切の責任を負わない。イベントによって生じたいかなる損害についても、申請者がその責任を負うものとする。
- ・公園内の施設設備について汚損、破損、紛失等があったときは、申請者の負担で復旧すること。
- ・騒音、ゴミ、駐車等で苦情等でないよう十分留意し、対策を講じること。発生した場合は次回より同一内容のイベントおよび同一団体によるイベントについて利用を制限または禁止する場合がある。
- ・別紙「楽寿園の新型コロナウイルス感染防止対策について」を遵守すること。

7 雨天の場合

- ・使用前日の午後3時の時点で、翌日の気象庁発信の午前9時から午後5時までの天気予報が雨で、かつ、使用前日の午後3時から午後5時の間に使用中止の連絡があった場合。
- ・使用当日の午前8時30分から午前9時までに使用中止の連絡があり、かつ、当日の気象庁発信の予報が午前9時から午後5時まで雨天であった場合。

8 その他

- ・イベント開催中はイベントに伴うゴミは持ち帰ること。
- ・イベント開催に伴う事故・苦情等についての責任は主催者がすべて負うこと。
- ・緊急時における対応のため、緊急連絡先を提出すること。
- ・イベント開催当日、園職員より特別な指示があった場合はそれに従うこと。

9 確約について

私は、下記のことを確約します。

また、必要な場合には、このことについて三島市が、静岡県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類の請求をしたときは当該請求に従うことを約束します。

1 私は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団員等（三島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（三島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が、出資、融資、取引その他の関係を通じた権利を行使することにより、又は暴力団員等がその親族関係若しくは交際関係を通じ、その事業活動の継続に重大な影響を及ぼす者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 団体、組織の場合においては、1の各号に掲げる者を経営、運営に実質的に関与させていません。

イベント開催の申請にあたり、上記に同意及び確約します。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____